

目 次

○第1号（2月7日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 会議録署名議員の指名について	3
日程第 2 会期決定について	3
日程第 3 議案第1号 訴えの提起について	3
日程第 4 承認第1号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第11号））	1 1
日程第 5 議案第2号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について	1 6
日程第 6 議案第3号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について	1 8
閉 会	2 1

令和 5 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

2月7日 (火)

令和5年第1回榛東村議会臨時会会議録第1号

令和5年2月7日（火曜日）

議事日程 第1号

令和5年2月7日（火曜日）午前9時30分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期決定について

日程第 3 議案第1号 訴えの提起について

日程第 4 承認第1号 専決処分について

令和4年度榛東村一般会計補正予算（第11号）

日程第 5 議案第2号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について

日程第 6 議案第3号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	齊藤 将史 君	2番	須田 仁美 君
3番	三俣 実 君	4番	波多野 佐和子 君
5番	中島 由美子 君	6番	生方 勇二 君
7番	善養寺 孝 君	10番	清水 健一 君
11番	小山 久利 君	12番	南 千晴 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村 長	真塩 卓 君	副 村 長	倉持 直美 君
総務課長	清村 昌一 君	企画財政課長	早川 弘行 君
税務課長	岩田 彦一 君	住民生活課長	村上 誠 君
健康保険課長	安田 睦 君	産業振興課長	山口 誠一 君
建設課長	狩野 宏記 君	上下水道課長	富澤 光彦 君
会計課長	浅見 英一 君	教 育 長	青木 芳弘 君
教育委員会 事務局 局長	足達 哲也 君		

事務局職員出席者

事務局 長	飯塚 邦守	書 記	新井 佐智子
-------	-------	-----	--------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（小山久利君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。ただいま齊藤議員より遅刻の連絡がございましたので、出席議員は9名でございます。会議は成立いたします。

これより会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小山久利君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

5番中島由美子議員、6番生方勇二議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。



◎日程第2 会期決定について

○議長（小山久利君） 日程第2、会期決定についてを議題といたします。

第1回臨時会の会期については、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 議案第1号 訴えの提起について

○議長（小山久利君） 日程第3、議案第1号 訴えの提起についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議案第1号についてご説明申し上げます。

議案書は1ページをご覧ください。議案参考資料は同じく1ページとなります。併せてご覧ください。

議案第1号 訴えの提起について。

下記のとおり訴えの提起をするため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求めます。

令和5年2月7日提出。

訴訟の相手方は記載のとおりでございます。

提訴の趣旨につきましては、相手方は、榛東村に対して金333万円及びこれに対する訴状到達の翌日から支払済まで年3分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、相手方の負担とするとの判決並びに仮執行の宣言を求めるものでございます。

事案の概要につきましては、議案参考資料にてご説明申し上げます。

議案参考資料をお願いいたします。

事件の種類につきましては、不当利得返還請求に係る訴えの提起でございます。

事件の概要は、村は、地域経済循環創造事業の実施に当たり、平成25年度に総務大臣から地域経済循環創造事業交付金3,280万円の交付を受け、相手方に対して同額を榛東村エネルギー・地域力向上経済循環創造事業費補助金として交付した。

その後、平成29年2月及び平成30年6月に、相手方を事業主体とする本件交付金事業について会計検査院による会計実地検査が行われ、交付対象経費とは認められないもの、支出の事実の確認できないものがあるとの検査報告を受けた。

この検査報告を受け、総務省において交付金の金額を算出し直した結果、補助金額は2,947万円に再確定され、差額の333万円の返還を求められた。村は、この求めを受けて、国に対して333万円を返還した。

そして、上記のとおり、国から村に対して交付された交付金が減額され返還することとなったことを踏まえ、平成31年3月18日付で、相手方に対する補助金額を2,947万円に再確定し、交付金額と再確定額の差額である333万円について返還を求めたが、返還されなかった。このため、令和4年9月9日に議会の議決を得て、同年9月27日に前橋簡易裁判所に調停を申し立てたが、相手方が調停に応じなかったことから、返還を求めて訴訟を提起するものである。

訴訟代理人は、村長が委任した者とする。

以上、議案第1号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決いただきますようお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 2月7日に、本日臨時議会があるということで議長の許可をいただいて、太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会の会議録を頂きました。その中で、今、提訴の理由の中にありました会計検査院が戻せと言って、村は戻した。そして、その会計検査院の戻した分を事業主に戻せという法的根拠は何でしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時38分休憩

午前9時39分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 今回の333万円の返還につきましては、補助金の交付要綱等に基づくものであり、今回請求するに当たりましては、不当利得の返還請求に基づき333万円の返還を求めらるるものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま暫時休憩中に、議長のほうから要綱に基づいてということがございますけれども、要綱に基づく行政の返還命令については公法上の義務がないということで、令和3年7月15日の裁判の結果、この原告側が提訴した請求権返還無効の訴えというんでしょうか、正しい名称は分かりませんが、そういった中で、行政上の要綱に基づく返還命令はできないということを経済村長もその旨認知して、取下げをしているという証拠がここにございます。もちろん執行側にもあると思いますけれども、そうしますと法的根拠が不当行為ということになりますと、不当行為というのは、今、議長が言った経済村補助金要綱、正しく先ほどおっしゃられましたけれども、その要綱の使用目的に反しているということが前提になると思いますけれども、333万円はその補助金交付要綱の使用目的の1から5の中にもどのような配分で不当に原告が受領しているということを精査されていますか。それが裁判の基になると思いますけれども、それが精査されていないで訴えというのは、いささか司法を軽んじているんじゃないでしょうか。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時41分休憩

午前9時41分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 議案の説明の中でお話をさせていただきましたが、補助金の返還に対するものとして333万円の返還を指摘されてございました。これにつきましては、会計検査院等で

検査を行った際に指摘された金額、領収書等のなかったもの、不明なものについての積み上げでございます。なお、この金額の内容につきましては、去る令和4年9月の特別委員会において説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） すみません、今、中島議員のご発言とかを伺っていて、幾つか発言の趣旨、根拠について伺いたいことがありますので、反問させていただきたいです。

○議長（小山久利君） 村上住民生活課長の反問を許可いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 村上 誠君発言〕

○住民生活課長（村上 誠君） 中島議員のおっしゃっていたとおり、この地域経済循環創造事業交付金、総務省の事業でございますけれども、事業主に対しましては、榛東村エネルギー・地域力向上循環創造事業費補助金として交付をしております。その交付要綱の中にも、榛東村の補助金等交付規則に定めるもののほか必要な事項を定めるというふうになっておりまして、その中でも取消しがある場合など当然記載されておりますが、1つ、議員にお伺いしたいのが、補助事業者から提出された実績報告書、その中に対象外経費と思われるような経費が含まれていた場合、また対象外期間と思われる経費も含まれていた場合、また出納証拠書類として添付があったもの、いわゆる領収書ですけれども、そういったものにも不備があった、また確認できないようなものがあったという場合でも、村は取消しを求めることができないのでしょうか、その辺についてお考えを伺いたいです。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時44分休憩

午前9時50分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

ただいま村上課長から反問権ございました。それに対して中島議員の回答を求めます。

5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま村上課長から反問権ございました。それについて回答したいと思います。

会計検査院から村に返還請求があったということは事実だと思います。そして、それを村の補助金交付要綱に基づいて返還するという請求をしたところ、行政処分ではないので返還請求権は当たらないという司法の判断があった。そして、私が言った1から5までのどれに該当するかという不当の部

分を明確にしてくださいと言ったら、実績報告等の問題があると。私、この何とか特別委員会というのは何回か参加、出席させていただいているんですけども、その経過の中であまり古くなっているんでよく金額を覚えておりませんが、原告に当たる方は約6,000万円ほどの事業費を出していると、その中で実績報告に当たる中の数字と違うというお話がございましたけれども、その全体で見るとは会計検査院はできないと。しかしながら、村は、その全体の事業がどのように行われたかと、どういう成果があったかという観点で捉えるものと考えております。

ですので、法的根拠があれば、しっかり返してくれと言えればいいわけですよ、法的根拠がないということでは不当ということであれば、補助金交付要綱の（1）から（5）に該当するものを明らかにしない限り、司法で勝てることはないのではなかろうかという素人の考えでございます。そして、その事業費が全くその目的外に使ったから、その費用が搾取されているんだというような考え方で返還請求をされているように思いますけれども、事業全体を、担当課とすると事業全体を見ていて、その事業がどのように行われたかという観点に立つ必要があると思います。そして、その成果がどうなっているかということで考えると、会計検査院イコール補助金の返還請求に当たらないのではないかと。なぜそのように思うかというのは、今までの特別委員会でいろいろな資料が提示されていますし、全部数字が出ております。その中で懸案したとき、村民の受ける利益、公共の利益、そして村が受けている恩恵を考えると……

〔「ちょっと休憩してください」の声あり〕

○5番（中島由美子君） 静かにしてください。

〔発言する声あり〕

○5番（中島由美子君） 静かにしてください、私が発言していますから。

そういったことを考えますと、法的根拠なくして、議会が、村民の声を代弁する議会が、この訴えの提起について不当だと認められない限り、賛成できることはありません。ですので、村上課長がずっと説明してきてくれた中で、その目的外と言われるものが何だということ、それ以上の事業が行われているのか、行われていないということも村上課長から説明を受けているので、その全体を把握した上で提起をするべきだと思っていますので、ぜひその不当の部分についてご説明ください。それが明らかに不当だと分かれば、私も賛成いたします。

以上です。

○議長（小山久利君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） ただいま中島議員からお話のあった件でございますが、昨年9月の特別委員会の中で、積み上げた経費等についての不明な点等をご説明させていただいてご理解いただいているということでございます。その中で積み上げた金額で差額の333万円を返還していただきたいということでもありますので、内容についてはその特別委員会の中でご説明はさせていただいており

ます。

以上です。

○議長（小山久利君） 暫時休憩いたします。

午前9時54分休憩

午前9時56分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

中島議員の2問目の質疑を終了いたします。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」「議長」の声あり〕

○議長（小山久利君） 3問目です。

中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま先ほどの2問目の回答である（1）から（5）までについて回答が返っていないという声が議員席からありましたけれども、法的根拠並びに（1）から（5）までの333万円をどれに該当して不当なんだという回答を改めて求めて、榛東村議会が村民を代表して訴えの提起をする以上、法的根拠を明確にさせていただきたい。議案審議はそういうものだと思いますので、よろしく願いいたします。

3問目終わります。

○議長（小山久利君） 要望的な質疑になっているんですけども……

○5番（中島由美子君） 違いますよ。

○議長（小山久利君） さっきのやつを明確にすればいいということでもいいですか。

暫時休憩いたします。

午前9時57分休憩

午前10時4分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

産業振興課長。

〔産業振興課長 山口誠一君発言〕

○産業振興課長（山口誠一君） 先ほどの議員の質問にお答えします。

昨年9月に行われました特別委員会の中で、平成26年3月の実績報告並びに平成29年2月の会計検査院の点検時のもの並びに平成30年6月の会計検査院の確定額の内容等につきまして、特別委員会の中で改めてご説明をさせていただき、経費の分からないもの、また領収書等の日付のないもの、そう

いったものを精査した結果、金額として333万円の金額が返還の対象となるということでご説明をさせていただきます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

2番須田議員。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） 委員会をたくさんやっただいて経緯は認識しておるはずなんですけれども、確認の意味で質問をさせていただきたいと思います。

先ほど中島議員のご質問から少々混乱しております、私の認識とちょっとずれがあったような気がするんですけども、333万円を村が返還を求めることができる法的根拠はないとして行政裁判が終わったというふうな感じでお話をされていたと思うんですが、まず、行政裁判とする根拠がないということで行政裁判が終わったのではないかと認識をしているので、そちらへのご回答をお願いしたいのと、取り下げたのがどちらであるかというのをもう一度ご回答をお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今、議員お話のありましたとおり、原告側、当該法人側から行政訴訟として補助金返還命令無効確認等請求事件というものが提訴されたというところでございます。補助金に関しましては、交付決定ですとか一連の手続については行政処分ではないと、返還命令も含めてです、ということから、裁判所のほうから行政訴訟ではないというお話があって、原告が取り下げるということになりまして、取下げに当たっては被告の同意が必要ということで、村も同意をしたというものでございます。

○議長（小山久利君） 2番。

〔2番 須田仁美君発言〕

○2番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

そうすると、勘違いが起りやすい2つの裁判、裁判ではないものも調停もありますけれども、333万円を村が返還することを求めることはできないというふうに示されて終わったわけではないということで、今回の裁判に対して、返還を求めることができないという裁判所からの返事はなかったということよろしいでしょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） これも昨年9月の特別委員会で裁判の種類ということで説明をさせていただいたと思いますけれども、民事訴訟です、その中の1つの区分として行政訴訟があるということで、広義でいいますと民事訴訟であるということです。

昨年、一昨年ですか、令和2年1月9日に、当該法人が村を相手取って起こした訴訟は、行政訴訟であったということでございます。これは行政訴訟には当たらないということですね。今回、村が起こしますのは、民事訴訟として不当利得返還請求というもので、これは民法に基づくものでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第1号につきましては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第1号につきましては、委員会付託を省略いたします。討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） ただいま慎重審議をいたしましたけれども、慎重審議の結果、明らかにならなかったということで、この訴えの提起を反対する立場で討論させていただきます。

本件につきまして、再三、榛東村エネルギー・地域力向上経済循環創造事業費補助金交付要綱、補助対象、第2条、補助金は、民間事業者が事業化段階で必要となる次の経費に対して交付する。（1）経営計画の策定に係る経費、（2）事業化のための組織構築に係る経費、（3）販路の開拓に係る経費、（4）原材料の安定的な調達先の確保に係る経費、（5）初期投資等に係る経費及びそれらに付随する経費 この目的のいずれに反して不当利得と言ったという内容について、全く回答がございませんでした。その中で、民事の不当という言葉は司法になじまないといいたいまいしょうか、これは訴えの提起自体がそもそも構築、構成されていないという観点で思います。

そして、なおかつ今まで特別委員会が何回もあったわけでございますけれども、その中で議論して一度もこの補助対象経費について明確にする努力を執行側はされてこなかった。そういった内容から踏まえても、この訴えの提起で返還が行われるものと考えられませんので、村内の法人、村内の個人関わらず、村民を代弁する議会がこれについて訴えの提起、明確な不当の内容が明確になっていない以上、賛成することはできませんので反対いたします。

○議長（小山久利君） ほかに賛成の立場の討論ありますか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 6番生方です。

議案第1号について賛成の立場で討論を行います。

議案第1号 訴えの提起については、国から補助金として交付を受け実施した事業について会計実地検査が行われた結果、不適切な支出等が数多く確認され補助金の減額が確定したことに伴い、差額分について事業者に返還を求めたが応じないため、大切な税金の返還を求めるための、やむを得ず行う妥当な措置であると理解をいたしました。また、特別委員会でも執行側から丁寧な説明がありました。

よって、私は、議案第1号について可決すべきものと判断し、賛成討論といたします。

○議長（小山久利君） ほかに反対の討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 訴えの提起について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 賛成多数で、8。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 承認第1号 専決処分について（令和4年度榛東村一般会計補正予算（第11号））

○議長（小山久利君） 日程第4、承認第1号 専決処分について承認を求める件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、承認第1号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第11号）の専決処分について説明を申し上げます。

議案書のほうは2ページ、議案参考資料は3ページ、お願いいたします。

まず、議案書のほうをお願いいたします。議案書2ページになります。

一般会計予算に補正の必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行わせていただきましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものでございます。

次の3ページをお願いいたします。

一般会計補正予算（第11号）は、歳入歳出それぞれ1,216万9,000円を追加し、総額を69億8,936万

2,000円とするものです。

また、第2条におきまして、債務負担行為の追加を行うものでございます。

今回の補正は、国の第2次補正予算によりまして、出産・子育て応援交付金が創設されたことに伴います補正及び村が訴えられましたので、これへの対応を急ぎ弁護士に依頼する必要があったため、専決処分させていただいたものでございます。

議案参考資料のほうをお願いいたします。議案参考資料3ページです。

まず、歳入といたしまして、16款1項出産・子育て応援費国庫交付金775万2,000円、17款1項出産・子育て応援費県費交付金193万8,000円、20款1項財政調整基金繰入金247万9,000円。

歳出でございますが、2款1項一般管理総務費53万9,000円、令和4年12月22日に前橋地方裁判所から村を訴える訴状の写しが届きました。これに対応するため弁護士委託料、着手金相当ですが、これらの計上及び裁判終了までの弁護士費用、債務負担行為を追加するものでございます。

続いて、4款1項母子保健事業1,163万円、国の出産・子育て応援交付金を活用いたしまして、昨年、令和4年4月以降に妊娠届を出された方及び出産された方に対しまして、それぞれ面談等を行った上で経済的支援を行います。それぞれ5万円分を予算計上しております。なお、同月以降に出産された方につきましては、妊娠届のほうが令和3年度であったとしても、アンケート等を実施した上で、妊娠届出児分も含めて支給することとしております。

榛東村一般会計補正予算（第11号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 6番生方です。

1点だけお伺いをいたします。

議案参考資料の7ページ、下段になります4款1項3目母子保健費の18節負担金、補助及び交付金の関係でございますが、説明費目のところで、出産子育て応援給付金1,160万円計上されております。この内容について、およそ何人分ぐらい見込んでいるのか、またそれで申請の全部が賄い切れるのか伺います。

○議長（小山久利君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 人数については、令和4年4月1日以降で出産された方の人数としては76人を見込んでおります。そして、令和4年4月1日以降に妊娠届をされて、まだ出産されて

いない方をこの専決をお願いした時点、12月23日現在での人数になりますが、42人の方が4月以降に出産、妊娠届を出されたけれども、まだ出産していない方を42人。そして12月23日以降、3月まで妊娠届をまた出される方もいらっしゃいますので、その方を月10名程度と見込みまして、プラス30人として、妊娠届をされたけれども、まだ生まれないよという方が72名を予定しております。

そして、4月以降で妊娠届を出されて、1月から3月までに生まれる予定の方は8名を見込んでおります。妊娠届出数としましては、もう少しいらっしゃるんですけども、先ほどの説明にもありましたように、出産後、面談を実施しながら、村のサービスやそれからお母さんやお子さんの様子等を伺っているいろいろな相談に乗りながら、その面談を受けていただいての給付金の申請ということになりますので、3月に出産されたとしても、その面談は4月以降になるという見込みもありますので、1月から3月でその面談を受けられるだろう人数としては8名を見込んで人数を計上しております。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑はございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 承認第1号の中の一般管理費につきまして、先ほど訴えの提起をやりましたので、応訴というんでしょうか、応訴の相手方、応訴の趣旨、応訴の理由、応訴遂行上の方針等の説明をお願いします。

○議長（小山久利君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 応訴とおっしゃいましたけれども、提訴された、提訴の趣旨、相手方の趣旨です。

議会広報紙による名誉棄損国家賠償請求事件でございます。応訴の方針ということでございますけれども、原告の請求をいずれも棄却する、訴訟費用は原告の負担とする、というものでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 応訴の趣旨というか、議会広報紙に名誉を棄損されたと今おっしゃったように思うんですけども、どのように提起された方は名誉を棄損されたと言っているんでしょうか。それは書いてありますか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） しんとうむら議会だよりにより名誉を棄損されたということから、金330万円及び本訴状送達の日から支払済まで年3%の割合による金員を支払えというようなものでございます。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） そうしますと、訴訟の趣旨というのは、金品を払えというのみでございましょうか。

○議長（小山久利君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村の広報紙及び議会だよりに謝罪文を掲載せよというものでございます。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

承認第1号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、承認第1号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 承認第1号 専決処分について、反対の立場で討論いたします。

先ほど総務課長のほうから説明がありました、議会だよりの掲載によって名誉を棄損されたという訴えの応訴の予算費用と債務負担行為が提出されたわけでございますけれども、議会だよりの掲載、村民への配布の目的は、榛東村議会だよりは榛東村の村議会の活動状況を広く村民に周知し、議会及び村に対する理解を深めるために定期的に発行されるものです。本件議会だよりも、補助金の返還を請求するための調停を起こすという議決を行った村議会の活動状況の周知という、公益目的を備える面があることは認められます。

訴えられた100号議会だよりに掲載された記事が全部で28ページのうち2ページにわたり、法人が秘密会の議事を、失礼しました、その中で本件議会だよりが、村からの調停の提起の議案が村議会により議決された事実と、その経緯とともに客観的に広報するところ、太陽光発電事業及び交付金返還事務執行調査に関する特別委員会では委員長 清水健一議員、副委員長 波多野佐和子議員の中で話し合われたことのうち、先ほどありました当職が委員長宛てに資料請求した令和3年7月15日、前橋地方裁判所、令和2年（行ウ）第1号における第6回口頭弁論調書、被告、榛東村に関する内容が全く掲載されておらず、村側と本件補助金返還請求が行政法の法的根拠を持たないと村が認め、その裁判が

取り下げられた内容の同調書が不存在であるなどのやり取りがありましたけれども、それが午後になって、その調書が村側に存在しているなどの約1時間の内容が全く掲載されていません。原告、法人ですね、その法人が村の返還請求に応じないため申立てと表記するなど、それらの事実を本件議会だよりの発行者において改めて積極的に評価認定し、さらにこれを強調して村民に知らせるものであると認められます。

このことを踏まえると、本件記事の議会だより100号の掲載配布は、専ら公益を図る目的によるものと評価することはできません。村議会だよりは、補助金返還請求に前橋地方裁判所に既に原告から訴えられたという極めて重要な内容が委員会で議論されたという事実を掲載せずに、法人が村の返還請求に応じないという経緯によらない記事で原告、法人が応じないという事実を強調して、本件議会だよりに掲載して配布することで村民に周知、これをもって法人の企業の信用棄損や社会的評価を低下させたところ、これを踏まえると本件議会だよりの編集委員である村議会の議員は、職務上、通常尽くすべき注意義務を尽くしたとは認められません。

よって、本件議会だよりへの記事の掲載配布行為は、国家賠償法上違法と思慮されます。本件議会だよりの編集委員である議会の議員が、法人との事実を客観的に広報に載せることにとどまらず、改めて積極的に評価認定し、さらにこれを強調して村民に知らされていることを踏まえると、上記違法行為に当たるのではないかという故意過失が認められてしまうのではないかということを考えますと、村民の血税で控訴するということはできないのではないかと思います。

以上、この理由をもって反対いたします。

○議長（小山久利君） ほかに討論ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 6番生方です。

承認第1号について、賛成の立場で討論を行います。

承認第1号 専決処分については、歳入の主なものは国庫及び県費交付金であり、歳出においては出産・子育て応援給付金であります。コロナ禍でもある現状を踏まえ、早急に対応することが望ましいと理解をいたしました。

よって、私は、承認第1号について承認すべきものと判断し、賛成討論といたします。

○議長（小山久利君） ほかに討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

承認第1号 専決処分について承認を求める件について、原案のとおり承認することに賛成する議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（小山久利君） 賛成8、賛成多数でございます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

暫時休憩いたします。

午前10時29分休憩

午前10時32分再開

○議長（小山久利君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第5 議案第2号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について

○議長（小山久利君） 日程第5、議案第2号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第12号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

早川企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第2号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について説明申し上げます。

議案書は7ページ、それから議案参考資料は9ページ、お願いいたします。

議案参考資料にて説明させていただきます。

一般会計補正予算（第12号）は、歳入歳出それぞれ655万6,000円を追加し、総額を69億9,591万8,000円とするものでございます。

今回の補正は、地方創生臨時交付金の追加交付が見込まれるため、現在行っております上水道基本料金の免除を1か月延長しようとするもの並びに議案第1号でご審議いただきました訴訟を申し立てるための弁護士委託料、着手金相当を計上するものでございます。

歳入でございますが、16款2項新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金266万1,000円、20款1項財政調整基金繰入金389万5,000円。

歳出ですが、2款1項地域経済循環創造事業11万円、4款3項上水道事業会計費644万6,000円、併せまして債務負担行為の補正として、今回の訴訟申立てのための弁護士費用を追加するものでございます。

榛東村一般会計補正予算（第12号）の説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

6番生方議員。

〔6番 生方勇二君発言〕

○6番（生方勇二君） 1点だけお伺いします。

議案参考資料の13ページの下段ですけれども、4款3項1目上水道施設費、18節の負担金、補助及び交付金、公営企業補助金でございますけれども、国・県支出金いわゆる国庫補助金よりも一般財源のほう、財政調整基金の繰入金のほうが多くなっているんですけれども、この辺の理由をお伺いします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 本の上水道料金の基本料金免除、この事業といいますか施策ですが、既に半年近く実施している事業でございます。物価高騰対策といたしましては、全村民、事業者を含めましてですが、全村民に広く行き渡るような事業と、こういうこともありまして、国庫補助金を上回る一般財源、これを投入することとして、今回このような補正予算を提案させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

5番中島議員。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 上水道事業会計費644万6,000円、これ広く行き渡るので一般財源を使うということでございますけれども、村民からの要望とか村民からの声というのがどのように届いて、こういう結果になったんでしょうか。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 正式にどういうご意見等はなく、ちらほら皆さんに行き渡る事業で大変いいという声は伺っております。それを聞いた上で、執行のほうでどんな事業を行っていかうかということを検討した際に、今やっている事業の1か月延長というものが出てきたものでございます。

以上です。

○議長（小山久利君） 5番。

〔5番 中島由美子君発言〕

○5番（中島由美子君） 1か月延長というのは、1か月たつとどういう見通しがあると、また1か月延長になるのか、また1か月延長になるのかと、どういう基準の1か月だか、今後あるかないかと

いうことを含めてお答えをお願いします。

○議長（小山久利君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 現状におきましては、今まで実施しております現在の減免と、基本料金の免除が2月分までということがありましたので、年度末3月までの延長というところで、予算は年度で管理しておりますので、令和4年度末ということでやらせていただいたものでございます。令和5年度につきましては、いまだ未定でございます。

以上です。

○議長（小山久利君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第2号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第2号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 令和4年度榛東村一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第6 議案第3号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について

○議長（小山久利君） 日程第6、議案第3号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤上下水道課長。

〔上下水道課長 富澤光彦君発言〕

○上下水道課長（富澤光彦君） 議案第3号の提案説明をいたします。

先ほどの企画財政課長の説明と重複するところもあるかと思いますが、ご了承ください。

議案書11ページをご覧ください。

令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条、補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条、補正の額として、収益的収入及び支出の予定額を補正しようとするものでございます。

収入の部、第1款水道事業収益におきまして、既決予定額3億2,197万5,000円から補正予定額5万5,000円を減じ、計3億2,192万円にしようとするものでございます。

支出の部では、第1款水道事業費用におきまして、既決予定額2億9,335万6,000円から補正予定額5万5,000円を減じ、計2億9,330万1,000円にしようとするものでございます。

提出日は、本日付でございます。

続きまして、議案参考資料の15ページをご覧ください。

こちらは参考資料でございます。

趣旨・目的、主要事項は、記載のとおりでございます。

続きまして、参考資料18ページの説明書にて説明を申し上げます。

まず、収益的収支の収入といたしまして、1款1項1目1節の水道料金を650万1,000円減じます。

こちらは、先ほど一般会計にて説明がありましたコロナ禍において原油価格・物価高騰等に直面する生活者や事業者を支援するため、上水道料金のうち基本料金を減免するものでございまして、昨年6月臨時会の議決を経まして実施しているものでございます。実施期間は、当初令和4年9月から本年2月までの6か月間を予定しておりましたが、これを同様の形式で1か月延長し、計7か月間としようとするものでございます。

また、2項2目1節の他会計補助金は一般会計補助金のことでして、基本料金相当額を一般会計に請求をいたしまして、これを上水道会計に繰り出していただくものです。こちらを644万6,000円増額いたします。

続いて、19ページの支出をご覧ください。

こちらは、1款1項2目2節の委託料を5万5,000円減ずるものです。これは、昨年の同事業の開始に当たりまして、水道総合システムの改修を行っておりますが、この入札差金相当額の減額でございます。

20ページ以降は参考でございますので、説明は割愛させていただきます。

以上をもちまして、議案第3号の提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小山久利君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 異議なしと認め、議案第3号については、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小山久利君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 令和4年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小山久利君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時44分休憩

午前11時36分再開

○議長（小山久利君） 会議を再開いたします。

先ほど全員協議会、大変ご苦勞さまでございました。

齊藤議員から発言の申出がございました。それを許可いたします。

1番齊藤将史議員。

〔1番 齊藤将史君発言〕

○1番（齊藤将史君） 最近ちょっと気が緩んでいるというわけではありませんが、今日、あと前回ですね、日程の齟齬がありまして、一身上の都合で欠席、今日に関しては遅刻という形になってしまいました。大変皆さんにご迷惑をおかけして申し訳ありませんでした。

今後はスケジュール管理しっかりやっていきたいと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。失礼いたしました。

◇

◎閉 会

○議長（小山久利君） それでは、全ての議事日程が終了いたしました。
これもちまして、令和5年第1回榛東村議会臨時会を閉会いたします。
大変お疲れさまでした。

午前11時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 小 山 久 利

榛東村議会議員 中 島 由 美 子

榛東村議会議員 生 方 勇 二